

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	平成 30年 8月 28日 ~ 平成 31年 3月 12日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	浦安市立 海園の街保育園 ウラヤスシリツカイエンノマチホイクエン		
所 在 地	〒 279-0014 千葉県浦安市明海3丁目2番12号		
交 通 手 段	JR京葉線 新浦安駅(南口)よりバス(東京ベイシティ交通) 「総合公園行き」 「望海の街」停留所すぐ		
電 話	047-316-8688	F A X	047-316-8699
ホームページ	https://hoiku.benese-style-care.co.jp/		
経 営 法 人	株式会社ベネッセスタイルケア		
開設年月日	平成 15年 1月 1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県 浦安市								
定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	12	12	17	0	0	50		
敷地面積	354㎡			保育面積			472㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	当社規定の安全衛生基準による								
食事	当社規定の給食の考え方による								
利用時間	月～金 7:00～20:00 土 7:00～19:00								
休日	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)								
地域との交流	子育てサロン(行政・社協との協同) 明海認定こども園・渋谷教育学園浦安こども園との交流 明海の丘公園の花植え パパサロン 出前保育(日の出地区) ボランティア活動								
保護者会活動	保護者会はありません。								

(3) 職員(スタッフ)体制

職員	常勤職員	非常勤、その他	合計	備考
	21	9	30	※2018年11月1日時点
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	25	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市役所に申込となります。 浦安市こども部保育幼稚園課までお問い合わせください。	
申請窓口開設時間	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課までお問い合わせください。	
申請時注意事項	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課までお問い合わせください。	
サービス決定までの時間	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課までお問い合わせください。	
入所相談	浦安市 健康こども部 保育幼稚園課までお問い合わせください。	
利用代金	浦安市の基準により決定	
食事代金	昼食・おやつは利用代金を含む	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>保育理念：「よりよく生きる力の基礎を育てる」 保育目標：①自分で考え、進んで行動する子ども ②友だちと楽しく遊ぶ子ども ③感性豊かな子ども</p> <p>基本方針： ①子どもの「個性と人格を尊重」し主体性を育てます。 ②自然な生活の営みの中で子どもが「安定感・安心感・落ち着きをもてる室内環境」をつくります。 ③深い信頼関係を根ざした「豊かな人とのかかわり」を重視します。 ④身のまわりの「社会・自然を通しての学び」を大切にします。</p>
特 徴	<p>・本園では、保育園に併設している地域子育て支援センター（ハミング）事業を運営しています。地域の子育て支援の拠点として親子と地域を結びつける「架け橋」のような存在です。利用者の方が気兼ねなく相談でき、個々の親子の支援や栄養相談・健康相談などの情報提供に応じています。利用者同士の関わりあい、保育園の保護者・園児との行事を通して親子が共に成長するための学びの機会を大事にしています。利用者にとっての良き理解者となることで、保護者同士が世代や立場を超え繋がりを持ち、音楽サークルが3つと地域のサークルが2つ、ボランティア活動の場として地域の力をお借りしています。行政や地域ボランティア団体と合同で「子育てサロン」を隔月開催し、交流を図っています。</p> <p>・子どもにとって「生活」と「遊び」が学びに繋がります。その中で保育者である私たち自身の役割として大切にしていることの一つに、お互いを「～さん」と呼んでいます。「仲間という対等な関係」で向き合うことで、お互いが生活者の一人として遊びや生活を作り出すことだと考えています。二つ目は、「大人はモデル、子どもはまねて育つ」の関係性が大事だと考えています。自分には今はできないけど、自分もそうなりたいとまわりの大人や仲間を真似て育つ存在でありたいという意識を持っています。三つ目は、「保育者が裏方的な仕掛け人、その中で主体的に活動していく子どもとの関係」を大切に考えています。子どもを真ん中にして保育者は仕掛けていく役割を意識して保育しています。</p>

<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>【保育について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切にする保育 <p>子どもの権利を視点に、「一人ひとりを大切にしたい」「自分は大切にされている・愛されている」と感じてもらえるよう、子どもたちの自信やありのままがいいんだという自己肯定感を培うように関わっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な保育について <p>保育者との温かい関わりの中で情緒の安定、大人との信頼関係を築けるよう、一人ひとりの子どもの内面を支えています。子どものサインを見逃さず、どうして欲しいのかを理解し、個々の成長発達に合わせて乳幼児期の心の安定を図ることで、基本的な生活習慣を獲得し、自律に繋がっていくように関わっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び・生活について <p>子ども自身の「遊びたい」「やりたい」という気持ちが芽生え、楽しく満足して遊べるよう、遊びの環境を用意し、さらに関わりの中で深めています。発達段階に合った遊具・玩具、絵本、遊びのコーナーを用意し、遊びを通して豊かな感性を育て、集中力・想像力・創造力・表現力などが育まれるよう、援助しています。戸外ならではの実体験を通して、自然や社会への興味関心を深めています。五感と体を使って「心と体」を育てることを大切にしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援・保護者について <p>子育て支援センターの利用者の方・子育てと仕事の両立を図る保護者の「子育ての喜びや悩み」を分かち合いながら「子どもを育てる」パートナーとして地域の様々な人との関わりを大切にしながら地域に開かれた園を目指しています。</p>
-------------------------	--

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○家庭的な環境作りに努め、一人ひとりの発達に合わせて、ていねいにかかわっています

保護者に配付している園のしおりには、園の特徴として「保育園が『第2のお家』として保護者の立場にたって子育てをし」とあり、その実現に向け子ども一人ひとりとていねいなかかわりを持っています。入園に際してはそれまでの家庭での生活状況の把握に努め、円滑に園生活が始められるよう努めています。0歳児にはまず1対1のかかわりを大切にし、食事保育者のひざの上で食べる場所から始めるなどの工夫をしています。0～2歳児には個別の指導計画を作成し、その子どもの発達状況に合わせた環境を整え、成長を促しています。子ども一人ひとりに「成長のきろく」という冊子を用意し、家庭との密な連絡に努め、家庭と園とが協力して子育てに取り組む体制を整えています。

○子どもたちが自発的に遊びを発展させていける環境を整えています

各クラスともままごとや積み木、絵本など遊ぶスペースを区切ることで、子どもたちはかかわり合いながら工夫し、遊びを発展させて楽しんで遊んでいます。また、指先を使って遊べる玩具などは個人で作ったものを作品として作り上げることができる環境があります。ままごとのスペースには、職員が布で手づくりで作った食材がたくさんあり、子どもたちはそれらを使って、自由な発想でさまざまな料理を作っています。年齢にあった、温かみのある布製の手作り玩具を、子どもたちは、思い思いの食べ物に見立てて遊んでいます。このように遊びを発展させることで、ままごとから実際に食材を使った調理活動につなげたり、お店屋さんごっこなど役になりきったりというように、子どもたちの興味関心を広げ、そこから深い学びが得られるような活動を行っています。

○保護者も含めた食への興味関心、知識を高めるためのさまざまな工夫があります

給食計画に基づき、季節や行事に応じた食材を用いて献立を作成しています。食事の内容は毎日玄関にサンプル展示することで、お迎えのときにその日の給食についての会話を弾ませています。サンプル展示の周りには保護者に向けて旬の食材や料理を紹介したり、園で提供している給食のレシピを配付したりするとともに、離乳時の食材の大きさや硬さを伝え、家庭でも子どもたちが食べやすい工夫をしてもらえるよう情報提供に努めています。また懇談会などの機会には試食を行い、子どもに向けた味付けや調理法を知ってもらう機会としています。夏野菜や稲を育てたり、野菜やリンゴの皮むきといった調理のお手伝いをしたりすることで食への興味関心を高めたいけるよう取り組んでいます。

さらに取り組みが望まれるところ

●地域子育て支援など園の魅力ある活動を地域にアピールする工夫をしてはいかがでしょうか

「子育て支援センターハミング」の名称で0歳から就学前の地域の子どもたちを対象にした子育て支援策として、毎週火、水、金曜日に9時から12時の間と14時から16時の時間に、園開放をしてさまざまな取り組みを行っています。火曜日の午前中の時間は「ハミングベビー」の時間で生後12か月までの子どものみを対象としており、また、たくさん集まると運営が難しい「体を動かして遊ぼう」「産後骨盤ストレッチ」などの一部の取り組みは予約制ですが、基本的に予約なしに利用できるさまざまな活動を行っています。英語で遊ぼう、看護師による身体測定、歯磨き講座などの育児講座や戸外遊びなど多彩な催しを行い、地域の子育て支援の家庭に歓迎されています。園の魅力ある活動をウェブサイトやSNSに掲載するなどさまざまな工夫をし、地域にアピールしてはいかがでしょうか。

●園運営の視点から、事業計画に基づく取り組みを次年度以降に生かせるよう、年度の反省点や教訓について、園独自に工夫して作成してはいかがでしょうか

園では事業計画、実績報告(事業報)を毎年作成しています。園は指定管理者であることから、これらの書類は市に提出が求められ、書類のフォーマットも定められています。しかし、このフォーマットはあくまで市への報告用で、記載内容に制約があり、振り返りを記録するようにはなっていません。事業計画に基づく振り返りは、園で毎年行い、取り組みの反省や教訓が話し合われています。しかし、それらの記録はさまざまな書類に分散されており、まとまった書類にはなっていません。園運営の視点から、事業計画に基づく取り組みを、職員や利用者などにも理解してもらい、次年度以降に生かせるよう、市に報告する書類に加えて、年度の反省点や教訓について、園独自に工夫して作成してはいかがでしょうか。計画の検証結果とそれが次年度の計画にどのように生かされているのかがわかるようにすると良いでしょう。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受けるにあたり、全職員で評価項目ごとに話しあってきました。職員間で勉強し合い、意見交換する中で気づきがありました。改めて、ベネッセの保育園の安全衛生基準、保育の考え方を全スタッフと学び、日々の保育者の安全な対応や、保育内容、保育環境、災害時の避難経路の安全対策などの改善等行ってきました。

評価結果では、「家庭的な環境の中でいねいな保育をしている」「自発的な遊びの工夫」「保護者を巻きこんでの食育活動」という園が力を入れているところを評価して頂き、職員の意識向上ややる気に繋がったと思います。評価後の課題として、さらに地域へ園の魅力をアピールし、事業計画が次年度以降に生かせるよう書類の工夫など前向きに検討していきます。

今後も子どもたちを主役とした保育、環境設定に取り組み、保護者の良いパートナーになるよう、全職員で努力してまいりたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				129	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、保育目標、保育方針は入園時に保護者に配付する「園のしおり」、ホームページ、新人研修に使う法人の「保育の考え方」、事業計画などに明記されています。運営法人の理念は、「よりよく生きる力の基礎を育てる」で、理念に基づき保育目標は「自分で考え、すすんで行動する子ども」「友だちと楽しく遊ぶ子ども」「感性豊かな子ども」としています。保育方針は子どもの個性や人格を尊重し、主体性を育てること、子ども中心の生活の流れの中で、子どもが安心して落ち着いて過ごせる環境に配慮することなどが明記され、福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人や園の目指す方向、人権擁護や自立支援の精神を読み取ることができます。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員に配付している「保育の考え方」に理念や保育目標、保育方針を明記し、全職員を対象にした採用時の研修の中で周知徹底しています。理念、保育目標、保育方針は毎日確認できるよう園の玄関に掲示しています。事業計画を具体化した3か月ごとの運営計画や毎月のスタッフミーティング(常勤の職員会議)で現場の保育が保育目標、保育方針に沿っているかを振り返っています。場合によってはクラスミーティング(クラス会議)、リーダーミーティング(各クラス1名、地域支援担当1名、フリー保育士、看護師、栄養士で構成)の中でも保育実践を話し合う際に、理念、保育目標、保育方針について振り返りを行っています。さらに年間指導計画の期ごとの保育目標に基づき、年4回、保育目標の到達状況を振り返り反省を行っています。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、契約時に園長から理念、保育目標、保育方針を掲載した園のしおりを配付し説明するとともに、玄関に掲示し、朝夕の送り迎えの時間に保育目標を確認できるようにしています。年2回のクラス懇談会で保育目標、保育方針にもとづく保育の内容をていねいに伝えています。5月のクラス懇談会では園長だけでなく栄養士、看護師からの食事や健康の話も添えて説明します。2月のクラス懇談会では、1年間の成長を写真やビデオを使って、実際の保育内容についてわかりやすく、ていねいに伝えています。また、0～2歳児のクラスでは保育参観を行い、子ども同士や保育士とのかかわりについて保護者に見てもらったり、園での姿と家庭での姿の違いについて交流し、3歳児は子どもと保護者といっしょに保育を体験し、家庭に生かしてもらえよう、実際の保育を踏まえた理念、保育方針、保育目標の話をしています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年の事業計画は、2018年度からの3か年の長期計画や前年度の反省をまとめた実績報告(事業報告)に基づいて作成しています。事業計画と実績報告(事業報告)は、保育の内容の充実、保育の質の向上、保護者支援、地域の子育て支援などの基本的な保育内容の項目は同じにしてあり、事業計画に基づいた保育実践を評価できるよう配慮しています。今年度の事業計画では、行事計画、研修計画、保護者とのコミュニケーション、地域の子育て支援を重点課題に設定しています。市などの関連機関から、地域の子どもの動態など、地域の事業環境、福祉事業全体の動向などを把握しています。また、見学者などの地域の声や、運営法人の情報から育児相談、育児講座などの地域の福祉ニーズについても把握しています。しかし、事業報告・実績報告は指定管理者として市に提出する形式であるため、「例えば、昨年度の実績報告で「市のアンケートが実施され改善すべき点は、次年度のカリキュラムに活かしていきたい」となっていますが、市への提出形式では改善すべき点の具体的な記述の欄がなく、記述できません。同様に事業報告も「行った(実施した)」ことでの記述はありますが、実施した結果、どのような反省が行われたかの記載欄がないため、記述できません。園運営の視点から、事業計画にもとづく取り組みを、職員や利用者などにも理解してもらい、次年度以降生かせるよう、市に報告する書類に加えて、年度の反省点や教訓について、園独自に工夫して作成してはいかがでしょうか。</p>		

5	<p>施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は年度初めに法人が系列園も含め法人全体の園に方向性について説明を行い、それを受けて園長が、計画案を策定します。策定にあたっては、3か年の中期計画や前年度の保護者との登降園でのやりとり、保護者の意向や職員の意見を考慮して施設長、主任、クラスリーダーで話し合い策定しています。この案を職員会議で説明し昨年の反省、職員の意見を踏まえて決定し、5月から計画としてスタートします。事業計画の進捗は、職員会議で、事業計画を具体化した運営計画にもとづき、年4回、3か月の期ごとに、保育目標の到達状況の振り返りとあわせて反省も行っています。職員会議、クラスミーティング、リーダーミーティングなどの会議体でも計画の進捗を確認し、手作りおもちゃ・教材、クラスだより、園だより、施設・備品、消防・消火・防犯、避難訓練などの係を全職員で分担して計画を推進しています。毎月の職員会議では確認をして、着実な実行に取り組んでいます。事業報告は年度末に園長、主任が職員会議などで話し合われた事業計画の進捗状況に基づき、内容を整理し、職員の意見を踏まえうえで3月に事業報告としてまとめています。</p>		
6	<p>理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長、主任は、理念、方針の実践において職員全体で取り組めるよう指導力を発揮しています。保育方針での視点で、絵本やわらべうたなどを大切にする自分の思いを話したり、職員同士のコミュニケーションを大切にしたりしています。例えば、会議の中で職員同士のお互いの良いところを出し合うなど、日常から職員から意見を出しやすい雰囲気づくりを心がけています。日常の保育では保育室の環境設定では一人で遊び込めるコーナー作りや手作りおもちゃなど職員の意見を尊重しています。また年3回、園長が行う、チャレンジ面接では、事前に職員が記入した子ども支援、家庭支援、地域活動・食育・安全衛生の3つのテーマにもとづく年度の自己目標とその自己評価について、公平な評価となるよう、相互で話し合いその達成度も相互で確認し、研修計画や次年度の配置に生かしています。内部研修は散歩の留意点など主に安全や衛生に関する内容で実施しています。外部研修も全職員の個人別計画にもとづき、絵本、わらべうた、主任、気になる子ども、アレルギーなどのさまざまな研修に参加しています。</p>		
7	<p>施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人から、守秘義務、個人情報保護、人権擁護、虐待防止など守るべき倫理、法令遵守が記載された「5つの行動宣言と10の行動基準」が発行されています。法人ではこれを全職員に配付し、入職時や法人の制度教育を行い、職員に周知徹底しています。園でも守秘義務、個人情報保護が掲載された就業規則を全職員に配付するとともに、毎年園長が講師になって「5つの行動宣言と10の行動基準」を使い、守秘義務、個人情報保護、人権擁護、虐待防止など守るべき倫理、法令遵守、プライバシー保護の考え方などについて職員研修を行い、周知徹底しています。</p>		
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念を実現するのは人材との視点から、法人の人事制度ガイドブックに人材育成方針として「私たちの行動指針」が掲載されています。この方針をさらに、保育、看護、栄養などの職種別の職務等級評価表に落とし込み、職務等級ごとの果たすべき役割と評価を行い、人材育成を具体的にすすめる基礎に位置づけ、個別研修計画につなげています。職員評価の評価項目はこの職務等級評価表に示されています。この評価表は園長が行う、チャレンジ面接での年度の自己目標とその自己評価とは別に行いますが、自己評価と上長評価の欄があり、公平な評価となるよう、相互で話し合い評価結果を職員に説明しています。職員の昇格は園での評価と法人の行う試験の結果により行っています。職務権限は法人の運営規程に園長、主任、保育士、栄養士、看護師などの、それぞれの職務権限が明示にされています。</p>		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の取得状況はシフト表に記入された各職員の休暇予定から全体のデータを園長が把握し、子育てなどに配慮しつつも、なるべく希望に沿い、全職員が公平に取得できるよう管理しています。時間外労働の残業申請は各職員の上長であるクラスリーダーから主任を経て園長に提出されます。園長は必要のないと考えられる残業はなるべく抑え、残業の負担も偏らないように管理しています。また、クラスリーダー、主任、園長が日常的に声かけを行い職員の相談がしやすい職場環境作りを心がけています。園長面接で、次年度の職員の意向や要望を反映できるよう配慮しています。福利厚生事業では医療補助、見舞金支給、余暇支援制度のある福利厚生業者に委託しています。心理カウンセラーによる相談制度も無料で受けられるなど福利厚生制度を整えています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念に沿った保育実践を旨とし、園の3年間の中期計画の中に研修を通じて人間性と専門性の向上に努め、課題を持ち成果につながることを位置づけています。職務能力の評価表に伝達事項を漏れなく伝えることなどコミュニケーション能力、協調性、新任者など後輩を育てることなどの育成の観点から職種別、等級別の能力基準を明示しています。キャリアアップ研修計画に基づき、職種別のほか、1級(初任者、クラス担任)から、5級(園長)までの等級要件(期待する能力基準)を明確にし、職種別、等級別の職務能力の評価表の評価により、職員ごとの課題と研修を定めた個別育成計画を策定しています。職員は計画に基づき、わらべうた、絵本、気になる子ども、アレルギー、管理者研修など全職員が外部研修を受講しています。研修受講後は研修報告書を提出し、園長、主任が有効性を評価しています。個別育成計画は、研修の有効性の評価、毎年行う全職員の年度の自己評価、職務能力の評価表の内容に基づき、理念に沿った充実した内容になるよう施設長、主任が見直しています。新任職員、等級が上がった場合は担当者がつき、育成シートに基づく計画的なOJT研修が行われる仕組みがあります。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は入職時に行う法人の研修を受講します。その中で法人の「保育の考え方」に記載されている人権擁護や虐待防止について学んでいます。職員会議や日常の業務においてもプライバシーの配慮を含め人権擁護について話し合っています。毎年、人権擁護についての法人研修を受講しています。全体的な計画の中で例えば2歳では「自分で決めたり、自分でやろうとしたり、盛んに自己主張し、安心できる保育者に伝える」ことを位置づけ、子どもの意思を尊重した保育にあたることを職員会議で話し合っています。また、保育士の自己評価の中で、日常保育で子どもに声をかける際、適切な声の大きさやトーンになるよう確認しています。虐待が疑われる場合があれば、市や関係機関と連携しながら対応できる体制を整えています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する方針は、園のホームページから運営法人のホームページにある個人情報取扱方針にリンクさせて閲覧できるようになっています。園の利用案内にも概要を掲載しています。個人情報取扱方針には、「事業におけるサービスの提供」や「サービス向上施策の検討」などの場合のみ使用することなどの個人情報の利用目的や、開示請求に応じることなどが明記されています。個人情報取扱方針と同様の内容を園のしおりにも掲載しています。職員、実習生、ボランティアから、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを周知したうえで、それらについての誓約書を提出してもらっています。</p>		

13	利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>1階の保護者コーナーにはご意見箱が設置してあるほか、朝夕の保護者との会話の中で意見・要望などを把握しています。保護者を対象にした利用者満足度調査を年1回実施し、利用者の満足度について職員会議で話し合っています。例えば食事の量を知りたいとの要望には、乳児、幼児の実際の給食とともに、麺の長さの写真を添え、その量がわかるよう玄関にディスプレイするなど、迅速に対応しています。職員に配られている職員の「10の行動基準」に苦情・要望には誠意をもって速やかに解決に取り組むことが記載され、日常保育の中で確認しています。保護者などが要望、苦情を言いやすいよう声かけをするように努めています。朝夕の保護者の表情や様子を見て声かけをし、相談しやすい雰囲気づくりに努めています。相談の内容は「苦情・要望相談記録」という書式に記録し、職員間で共有しています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時、保護者に配付する園のしおりに「意見・要望の収集 苦情・問題解決について」が掲載され、苦情の相談窓口を保護者に案内しています。この文書には苦情受付担当者、事業部苦情受付担当者、苦情解決責任者の各窓口と電話番号が明示されています。第三者委員は市の健康福祉部社会福祉課になっています。相談、苦情に関しては「苦情・要望相談記録」に記録し、職員会議で対応について話し合いその解決に取り組んでいます。家庭と園での子どもの様子が異なり心配との保護者の相談では、園での保育の中で注意して見るようにすること、家庭と連携することなどを話し、保護者の安心感につながっています。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の全体的な計画を作成し、そこから年間、月、週といった期間ごとの計画を作成しています。それに対する評価、反省を定期的に行うことでより良い保育の実現に取り組んでいます。職員は保育日誌への記録を通して日々の保育の振り返りを行うとともに、自己評価を行うことで、自らの保育の向上に努めています。年に一度、市の書式による利用者調査及び職員調査を行い、項目ごとにその満足度を確認し、また園に対する意見や要望を聞く体制があります。その結果と内容は経営層及び本部で把握し、そのうえで会議の中で全職員共有して改善に取り組んでいます。今回は平成25年度に福祉サービス第三者評価を行っており、今回の第三者評価の結果は玄関に掲示し、また園だよりや掲示により、インターネット上の公表場所をお知らせする予定です。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>安全衛生基準として保育の場面ごとの手順と留意点が冊子としてまとめられ、それを全ての職員が参照しながら保育を進めています。入職時の研修でこうした内容をしっかりと学ぶことで、保育に入ってからすぐに現場の動きに対応できるよう取り組んでいます。職員会議などの機会を利用し、その手順を確認することでよりその内容を理解することができるよう取り組んでいます。変更点の方が良いと思われる項目が出たときにはリーダー会議で確認し、必要に応じて変更を書き加えています。数年に一度は内容全体を見直し改訂することで、実際の現場に合ったやり方を統一した手順として保育を進めています。毎月クラスごとの活動と職員の動きを役割別に明記し、それを見直していくことで職員が連携して円滑に保育を進められるような体制があります。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の情報は、市で作成している市内全ての保育園を案内する冊子に掲載しています。また、ホームページには園の考えから特徴、保育の進め方といった情報を見ることができ、入園に向けた検討ができるようになっています。見学には電話で連絡を取り、園長が施設の説明や保育環境、保育の進め方や行事などについていねいに説明しています。10月に実施した入園説明会では、実際の保育の様子を映像で見せながら保護者に説明をしました。地域子育て支援センターが併設されているので、そこで園の様子を聞いたり情報を得ることができます。市で作成している冊子以外に、園の情報を紙媒体で見えるものとしてパンフレットを作成していますが、十分には活用されていないようです。園の情報を手に取り、入園に向けた検討ができる資料とその活用方法の見直しを進められてはいいでしょうか。</p>		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決定すると、入園に向けた情報共有と準備品についての説明会を開催しています。0、1歳と2、3歳の2部に分かれ、それぞれ2日間の日程で保育方針や保育内容、延長保育の利用や給食、衛生管理についてなど、園のしおりに沿って具体的に説明しています。ここには園長、栄養士、看護師とクラスの担当がブースを設け、それぞれが専門的な内容を個別に説明しています。このとき、食事や成長、健康など入園に向けてわからないこと、不安に思うことについて相談することができ、また要望などがあれば聞く機会となっています。説明された内容について理解し、同意していることは項目ごとに署名をもって確認しています。すでに仕事を始めていて、園で指定する日程に来られない保護者には個別に日時に説明する機会を設けています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念方針目標を踏まえて、年齢ごとのねらい、保育の内容、また養護の視点から環境の考え方などが明記された園全体の保育計画が作成されています。今年度は保育所保育指針の改定に合わせて新たに保育の全体的な計画を見直しました。見直しはまず、本部で法人全体で基本的な保育の考え方を基にたたき台となる案を作成し、それを園長が園の状況や地域性、子どもたちとその家庭の状況などを考慮して園独自のものを作成しました。全体的な計画では、食育や健康、衛生、安全の管理や職員育成、情報保護や苦情解決についての項目も別に設け、園の活動全般を網羅しながら質の高い環境を構成できるような仕組みとなっています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の全体的な計画に基づき、2月から年齢ごとの発達を見通した次年度の年間計画の見直しを進めています。園長はそれらを取りまとめ、子どもの発達や園の活動などを考慮して調整し、最終的な計画を作成します。そこから、より具体的に季節の変化や行事を取り入れた年齢ごとの月の計画を作成し、それを毎月のカリキュラム会議で内容を確認し、年齢ごとに偏りが出たり、内容に不足があったりしないよう調整しています。カリキュラム会議では、前月の振り返りも行うことで、より子どもたちの姿に即した計画となっています。3歳未満児と特別な配慮が必要な子どもには個別の指導計画を作成し、一人ひとりの発達とそのときの状況に適した配慮ができるよう努めています。この計画に基づき、一人ひとりの姿を記録し、またその評価を行うことでより適切なかかわりができる仕組みがあります。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室では、ままごと、積み木、絵本などの遊びごとにスペースを区切り、集中して遊び込める環境を整えています。また、指先を使って遊べる玩具などでは、製作途中の状態のままっておけるようにするなど、子どもがじっくり時間をかけて作品として作り上げることができるようにしています。ままごとでは生活体験を大切にしています。食材は実物そのものの形ではなく、いろいろな素材で手作りした抽象的な形にすることで、想像力や表現力が育つよう工夫しています。ピザ作りの工程を職員が紙芝居風に写真にして、いつでも見られる環境にし興味関心を高めたり、食材を買いに行くなど実体験からの深い学びが得られる活動を行っています。こうした環境設定はクラス会議で定期的に検討し、子どもが自ら工夫しながら遊べる環境作りに組織的に取り組んでいます。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭はありませんが、隣接する広場や近隣の公園に毎日のように出かけ、自然に親しんだり、体を動かしたりして遊んでいます。お散歩マップを作ることで、季節や活動ごとにどの公園にいつごろ行くとどんなことができるのかを把握しており、目的に合わせて散歩に出かけています。地域の方との交流の場として併設している地域子育て支援センターを活用し、活動にいっしょに参加することで、外部講師やボランティアなどとの交流の機会を持っています。また季節を感じられる行事を開催し、特に日本の文化に直結するお月見やもちつきなどはその意味合いを感じながら楽しんで行っています。階段の踊り場をはじめ、園内の装飾は、職員が季節ごとに工夫することでその時期ならではの風情を感じられるものになっています。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢ごとのクラスには、ままごとや積み木、絵本など遊ぶスペースを区切ることで、子どもたちはかかわり合いながら同じ遊びを楽しめる環境があります。そうした中で子どもたちはまねをしながら遊びを発展させ、また互いに意見を出し合いながら遊びを発展させることで、かかわり合いを深めています。物の取り合いや意見の衝突も起きますが、それは子どもの発達に必要なことであると考えており、職員はけがのないよう見守りながら気持ちを代弁するなどの必要なサポートをしています。異年齢で散歩に出かけ、そこでいっしょに遊んだり、また行事をいっしょに楽しんだりすることで年齢を超えた交流を深めています。先日全ての年齢でいっしょになって行ったお店屋さんごっこでは、3歳児が作ったネックレスやかんむり、ドーナツやめがねなどを年下の子どもたちがお客さんになって買いに来るなど、年齢に合わせた活動を楽しみながら行いました。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>0～2歳児と特別な配慮を必要とする子どもは個別の指導計画を作成するに当たり、クラス職員と経営層で話し合い、その子どもの発達状況に合わせた活動を設定し、成長を促していけるよう取り組んでいます。また市の巡回指導や専門機関と連携することで、保育の方法や配慮、指導方法について、保護者からの相談に、より専門的な視点からアドバイスを行ったり、対応を検討したりすることができます。個別に対応できる職員を必要に応じて増やすことで、特別に配慮の必要な子どももほかの子どもたちといっしょに過ごすことができ、さらにそうした環境を作ることで、子どもたちが違いに気づきつつ、それを受け入れ、また配慮して助け合っていけるよう職員は言葉かけや対応を工夫しています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝夕の登降園にかかる時間帯は、異年齢で過ごすことで家庭的な時間となるよう配慮しています。家庭を離れ、少人数で過ごすこうした時間が苦痛にならないよう、ふだんとは違ったおもちゃを用いたり、ゆったりとしたかかわりをする中で、長時間の保育を安心して楽しみをもって過ごすことができるよう配慮しています。特に夕方の時間は子どもたちがだんだんと減っていくと寂しい気持ちになりがちであることに配慮し、個別に絵本を読んであげるなどして、職員がじっくりといてねいにかかわるようにしています。クラスの担当職員が時間差で出勤することで、送迎時の受け渡しの時にその日の様子を口頭で伝えることができるよう配慮しています。また日誌を用いて申し送り事項は書面でも行っているため、伝え漏れがない体制があります。18時30分に軽食を出していますが、夕食に差し支えない量であること、アレルギーの食材が含まれないことに配慮しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども一人ひとりに「成長のきろく」という冊子を用意し、家庭との連絡に活用しています。0～2歳児では、睡眠、排泄、食事など基本的な生活状況を互いに記録し、交換することで、健康状態、どんなことをして過ごしたかに関する情報を共有しています。その日の活動の様子をクラスの前に掲示し、保護者に伝えています。保育参観、保育参加、保護者懇談会を年齢ごとに行っており、その年齢の発達段階とそれに合わせた活動と配慮、保育の進め方について説明し、さらに年度末には映像を用いて一年間の保育の様子をわかりやすく保護者に伝えています。個人面談も年1回以上行い、園と家庭での子ども姿を共有し、要望や意見などがあればこうした機会に伝え合っています。当園は3歳児までの受け入れですので、近隣の保育所や認定こども園と活動をいっしょに行ったり、見学に行ったりすることで、転園先での生活が円滑にスタートできるよう取り組んでいます。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園に際してはそれまでの家庭での生活状況、健康状態や既往歴、アレルギーの有無などを所定の書式に記録し、さらに面談を通して把握することで、円滑に園での生活が始められるよう取り組んでいます。入園後は年齢、月齢ごとの発達状況を記録しています。日々の子どもの健康状態は登園時に担当職員が視診し、家庭での状況を聞くことで把握し、さらに看護師が毎朝クラスを回っての視診により確認しています。看護師が常駐することで、子どもの健康、けがや事故、発熱や感染症などに専門的に対応できる体制があります。安全や衛生についての指導は、年間の保健計画に基づいて行っています。手洗いやうがい、鼻のかみ方など基本的な生活習慣に関することから、プールでの注意、和式トイレの使い方などさまざまな内容で行っています。また職員に対しても手洗いや嘔吐処理など保健衛生に関しての園内研修を行っています。職員は虐待に関する研修を定期的に受け、身体のチェックシートにより身体的虐待の有無を観察するとともに、保護者とのコミュニケーション、また育児相談により虐待の兆候を早期に発見できる体制があります。虐待が疑われるケース、実際発生したときには、市や児童相談所と連携できる体制があります。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>インフルエンザや感染性の胃腸炎などが園内で出た場合には、保護者にその旨を玄関とクラス前に掲示し、発生状況、症状、予防を含む対処法について伝えています。市内の小中学校での感染症の流行状況も掲示しています。園内で体調が悪くなったときには保健室で個別にゆったりと過ごしてお迎えを待つことができます。保健室には救急用の薬品等が用意され、看護師の管理のもと、必要に応じて使えるように準備されています。事故などによるけがが発生したときには、看護師による応急処置を行い、必要ならば医療機関と連携して適切な対応ができる体制があります。乳幼児突然死症候群の予防のため0、1歳児は5分、2、3歳児は30分ごとに体勢と呼吸を確認しています。さらに今後はベットセンサーも導入し、より安全性を高めていく予定です。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間給食計画を作成し、季節や行事に応じた食材とそれらを用いた料理の提供や、子どもたちが食材に触れる機会を保育の中に設けるなどの食育に取り組んでいます。アレルギー対応食の提供はマニュアルに基づき、他の子どもと色を変えたトレーに名札をつけ、その受け渡し時に何度も確認することで誤食防止に努めています。保護者には毎月献立表を配付するとともに、園内に掲示し、またその日の給食サンプルを玄関に展示しています。食育では子どもたちだけでなく、保護者に向けて旬の食材や料理を紹介し、離乳時の食材の大きさや硬さを伝えるとともに、懇談会などの機会に試食を行っています。園で提供している給食のレシピを配付することで、家庭でも年齢に応じた味付けや調理方法を知ってもらえるよう取り組んでいます。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の各保育室には温湿度計を設置し、冷暖房機により夏は25℃、冬は20℃前後になるよう室温を調整し、湿度も60%程度に保つよう空気清浄器を設置して調整しています。空気がよどまないように部屋の換気も毎日数回行っています。窓には何もはらないようにして採光に配慮しています。午睡の際は、音楽はかけていません。保育士の声も抑制が効き、優しいトーンで子どもに話しかけています。子どもが汗をかいた後や服を汚してしまったときには着替えをこまめに行うようにしています。遊んだ後などの手洗いや、うがいを励行しています。職員も手洗い、うがいなどにより清潔を保つとともに、髪をまとめる、爪は短く切るなど保育にふさわしい清潔感を保つよう努めています。床やテーブルなどの室内、トイレの清掃・消毒は毎日行いチェック表に記録しています。おもちゃは朝夕2回洗い天日干ししています。また整理整頓、衛生管理を徹底し、保育室、廊下など施設内はいつも快適に過ごせる環境を整えています。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生対応マニュアルを職員会議で周知するほか、けがや事故が起きたことを想定し、マニュアルに基づいて実際の動きを確認するシミュレーション研修を実施し、事故に備えています。事故が起きた場合は事故トラブル報告書を提出します。園は看護師、保育士などで構成するセイフティーマネジメント委員会を設置し、事故、けがなどの分析を行ったうえで職員会議で話し合い再発防止に取り組んでいます。ヒヤリハット報告制度もつくり、職員会議でヒヤリハットの報告をして全職員で話し合い事故の予防にも取り組んでいます。例えば保育室チェックリストや公園チェックリストをつくり注意すべきところを周知徹底し、日ごろから事故が発生しないように注意しています。不審者対策は不審者対応マニュアルに従い、警察と連携し年1回園で職員を対象に防犯講習会や不審者訓練を行ったり、子どもたちに不審者に気をつけるよう話したりしています。また、いざというときに避難するルートを確認しています。ハードの面でも毎日職員が退出の際にはごみの収集、スイッチ類の消し忘れなどの施設点検の中で施錠確認も行っています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害時マニュアルに災害時の任務分担を明示し、毎月地震、火災、引き渡し訓練を実施しています。また年1回、消防署の指導のもと、初期消火、煙体験、消防自動車装置見学などの内容で総合訓練も実施しています。消防署や地域の住民とも連携し、消火訓練や通報訓練を行っています。市が東日本大震災の被災地となった立地にあるという教訓から園のあるや地域住民と協力連携し、年2回津波訓練を実施しています。園では非常事態に備え、避難経路、消火器や非常の際の関係機関への通信環境が整備され、3日分の非常食の備蓄も行っているほか、年1回救急救命の訓練も実施しています。防災の役割分担は保護者コーナーに掲示し保護者にも伝えています。棚など重量物はシールで固定しています。非常時の職員連絡網や保護者へ一斉メール配信ができるよう体制を整えています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>育児相談、育児講座、体験保育、園庭開放などの地域の子育てニーズについては、行政や見学者、保護者などから把握し、園の運営する地域子育て支援センターの会議で話し合っています。把握したニーズも考慮し、事業計画の中に子育て支援の取り組みを位置付け、保育士1名の担当を決め、具体化しています。「子育て支援センターハミング」の名称で地域の子どもたちを対象にした子育て支援策として、園開放をしてさまざまな取り組みを行っています。火曜日の午前中は、生後12か月までの子どものみを対象とした「ハミングベビー」を実施しています。たくさん集まると運営が難しい「体を動かして遊ぼう」「産後骨盤ストレッチ」などの一部の取り組みは予約制ですが、基本的に予約なしに利用でき、赤ちゃんを交えてお母さんの交流がさかんに行われ、母親同士の友だちをつくる場ともなっています。英語で遊ぼう、絵本の読み聞かせ、製作、散歩、食育講座などの育児講座や戸外遊びや、おもちゃ病院と称して、家庭の壊れたおもちゃを専門家が直してくれる取り組みなど多彩な催しを行い、地域の子育て支援の家庭に歓迎されています。「ハミングベビー」にはハミングに来た地域の子育て家庭からの離乳食や子どもの成長などの育児相談も行っています。「プレイデイ(運動会)」や「夏まつり会」など、予約制で園の行事に地域の子どもを招待し園の子どもと地域の子どもの交流を積極的に進めています。「ハミングだより」をつくり園に遊びにきた地域の親子に発信したり、子育て支援の部屋に乳幼児突然死症候群のポスターを貼るなど育児の情報を地域に提供しています。保護者が中心となった地域の音楽サークルが立ち上がり、地域の子ども、園の子どもも参加するコンサートの会場として場所を提供するなど子どもと地域との交流を広げる場となっています。</p>		